

令和5年度水道工事請負業者格付及び発注基準について

1 格付の改正点

- (1) 加点又は減点の基準として次の2点を加える。
- ア 災害等における水道管路施設の応急復旧工事等に関する協定を鈴鹿市と締結している団体に加入していることによる加点
- イ 格付を行う年度の初日の属する年度の前年度から起算して過去3年度分の給水装置工事又は承認工事の件数による加点
- (2) 格付の等級に対応する基準を改正する。

2 格付対象業者の要件

鈴鹿市上下水道局指定給水装置工事事業者証の交付を受けてから2年以上経過しているもので、次のすべての要件を満たしているもの

- (1) 市内に本店又は支店を有する入札参加資格者名簿登録者(土木一式工事)であること。
- (2) 鈴鹿市上下水道事業管理者が定める配水管技能者(次の表)を雇用していること。

配水管技能者 (HPPE)	配水用ポリエチレンパイプシステム協会(POLITEC)の配管施工講習会の受講修了者又は旧団体(「水道用ポリエチレンパイプシステム研究会」「配水用ポリエチレン管協会」)の施工講習受講者
配水管技能者 (一般／耐震)	(公社)日本水道協会が定める配水管技能者名簿の「一般継手」と「耐震継手」に登録されている者。

- (3) 格付を希望していること。

3 格付の方法及び基準

格付の方法については、経営事項審査の土木一式工事の総合評定値に(1)ア～ウに定める加点又は減点を行ったものと技術者要件を用いて、AからCまでの等級に格付する。

(1) 加点及び減点

ア 工事成績評点

工事成績評定点は、前年度に完成検査を行った、設計金額130万円を超える水道工事を対象とし、工事1件ごとに次のとおり加減点する。

工事成績評定点	
100～85点	20点加点
84～70点	10点加点
69～60点	加減なし
59～50点	10点減点
49～0点	20点減点

イ 災害等における水道管路施設の応急復旧工事等に関する協定を鈴鹿市と締結している団体に加入していることによる加点 10点加点

ウ 格付を行う年度の初日の属する年度の前年度から起算して過去3年度分の給水装置工事又は承認工事の件数による加点 格付を行う年度の前年度までに完成した工事1件につき1点とし、合計件数を加点。ただし、合計件数が25件を超えるものは、25点とする。

(2) 技術者要件

技術者数

A等級	技術者2名以上 (1名は1級国家資格技術者、他の1名は1級又は2級国家資格技術者であること。)
B等級	技術者2名以上 (2名のうち、1名は1級又は2級国家資格技術者であること。)
C等級	要件なし

※技術者とは、次のいずれにも該当する者をいう。

- ア 建設業法による土木施工管理技士若しくは建設機械施工技士の資格（同法第7条第1項第2号の規定年数以上の実務経験を有する者を含む。）又は技術士法による同等の資格を有する者
- イ 建設業法による管工事施工管理技士の資格又は水道法による給水装置工事主任技術者の資格を有する者

(3) 格付の等級に対応する基準は、次のとおりとする。

等級	A	B	C
等級別総評点	840点以上	650点以上 840点未満	650点未満

※等級別総評点とは、総合評定値に(1)の加点及び減点を行い算出した点数とする。

※ただし、次の要件に該当する場合は、総評点と等級が一致しない。

- ・ 格付施行日の直前1か年において、地方自治法施行令第167条の4第2項各号に該当した者については、当該等級より1等級下位へ格付する。
- ・ 格付施行日直前1か年において、資格停止措置を受けたものは、前回格付した等級の上位に格付しない。
- ・ 格付施行日の直前1か年において、2回以上資格停止措置を受けたものは、当該等級より1等級下位へ格付する。
- ・ 新規に格付する者は、最下位等級に格付する。ただし、随時受付時に格付されたものは、次回の格付時にも最下位等級に据え置くものとする。
- ・ 特定建設業の許可を受けていないものは、最上位等級に格付しない。
- ・ 前回格付した等級より、2等級以上の上位には格付しない。
- ・ 過去5年間に水道工事の実績がないものは、最下位等級に格付する。

4 発注基準について

鈴鹿市水道工事請負業者格付要綱により格付された業者に対する発注基準は、次のとおりとする。

等級		水道工事の設計金額
本店	A	1,000万円以上
	B	130万円を超え 3,000万円未満
	C	130万円を超え 500万円未満
支店	A	10,000万円以上

(設計金額は、消費税及び地方消費税を含む。)

※設計金額が130万円以下の水道工事については、全等級の業者を選定の対象とする。

5 新格付の有効期間について

格付を行うのは原則毎年とし、その有効期間は、格付を施行した日から次回格付の施行する日の前日までの期間とする。